

## 公立学校教職員の懲戒処分の概要

### ○自動車運転死傷処罰法該当（過失運転致傷） 信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和7年9月8日
- (2) 処分の量定 戒告
- (3) 所属・職種 公立学校教職員
- (4) 処分の理由 自家用自動車で運転走行中、左にカーブしていた上、路面が凍結し滑走しやすい状態であったため、適宜速度を調整し、ハンドル・ブレーキを的確に操作して進行すべきであったにもかかわらず、これを怠り、自車をスリップさせて被害者の運転する対向車と衝突し、全治約8週間の傷害を負わせる事故を起こした。

### ○道路交通法違反（最高速度違反） 信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和7年9月8日
- (2) 処分の量定 戒告
- (3) 所属・職種 公立学校教職員
- (4) 処分の理由 中国縦貫自動車道を自家用自動車で運転走行中、時速52 km超過となる最高速度違反を行った。